

平成29年度倉敷市介護保険適正運営協議会資料

平成29年8月31日

倉敷市介護保険課

1 介護保険事業の状況について

表1 全人口・高齢者人口

	全人口	40～64歳人口	人口比	65歳以上人口	人口比
平成26年度末	483,537人	152,751人	31.6%	122,758人	25.4%
平成27年度末	483,547人	152,677人	31.6%	125,777人	26.0%
平成28年度末	483,576人	152,847人	31.6%	127,934人	26.5%
対前年度比(H27→H28)	100.0%	100.1%	—	101.7%	—

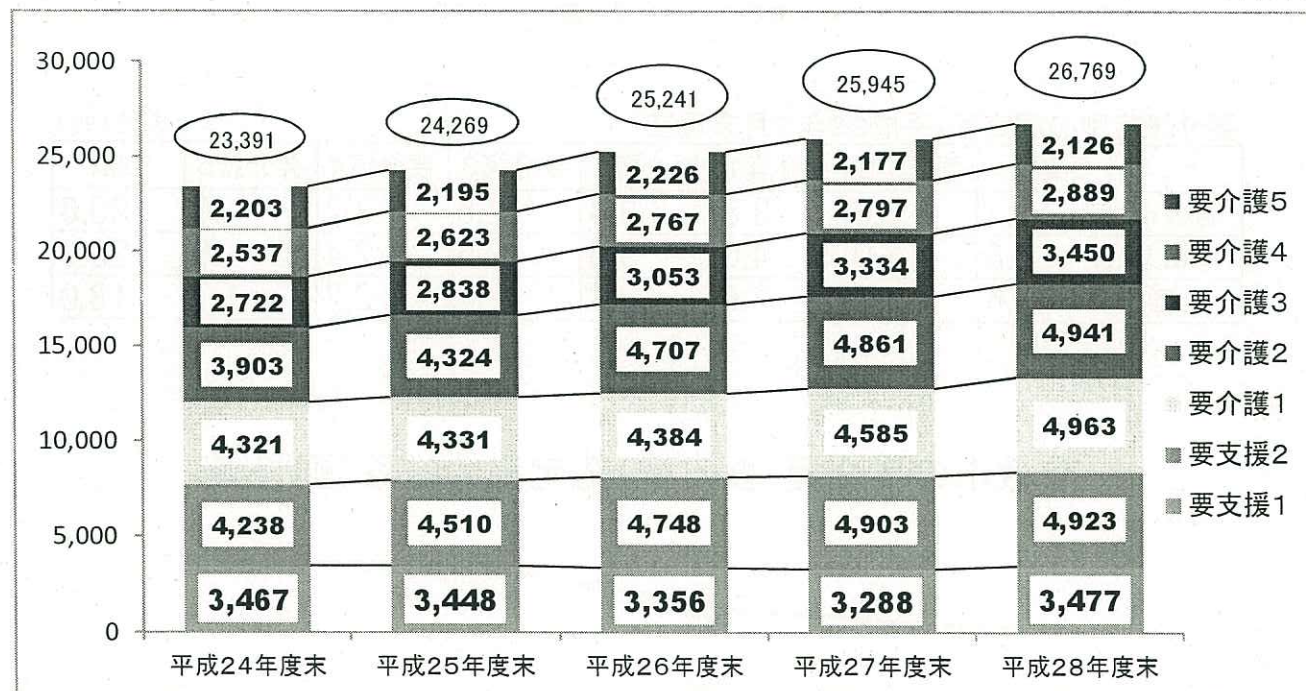
表2 要介護認定状況

(単位:人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
平成26年度末	3,356	4,748	4,384	4,707	3,053	2,767	2,226	25,241
平成27年度末	3,288	4,903	4,585	4,861	3,334	2,797	2,177	25,945
平成28年度末	3,477	4,923	4,963	4,941	3,450	2,889	2,126	26,769
対前年度比(H27→H28)	105.7%	100.4%	108.2%	101.6%	103.5%	103.3%	97.7%	103.2%

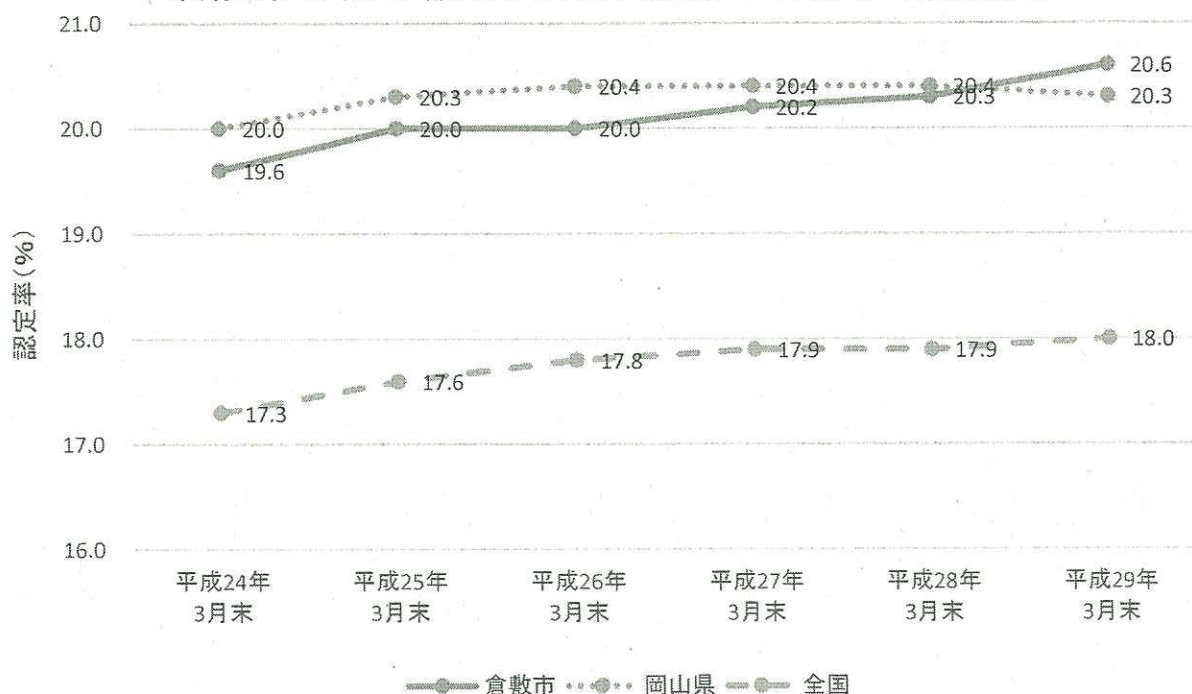
※事業対象者: 64人(H28年度末)・・・介護予防・日常生活支援総合事業において基本チェックリストで事業利用の対象者となった方。

(単位:人)



要介護(要支援)認定率の推移及び全国・県平均との比較

倉敷市の要介護(要支援)認定率の推移(調整前)

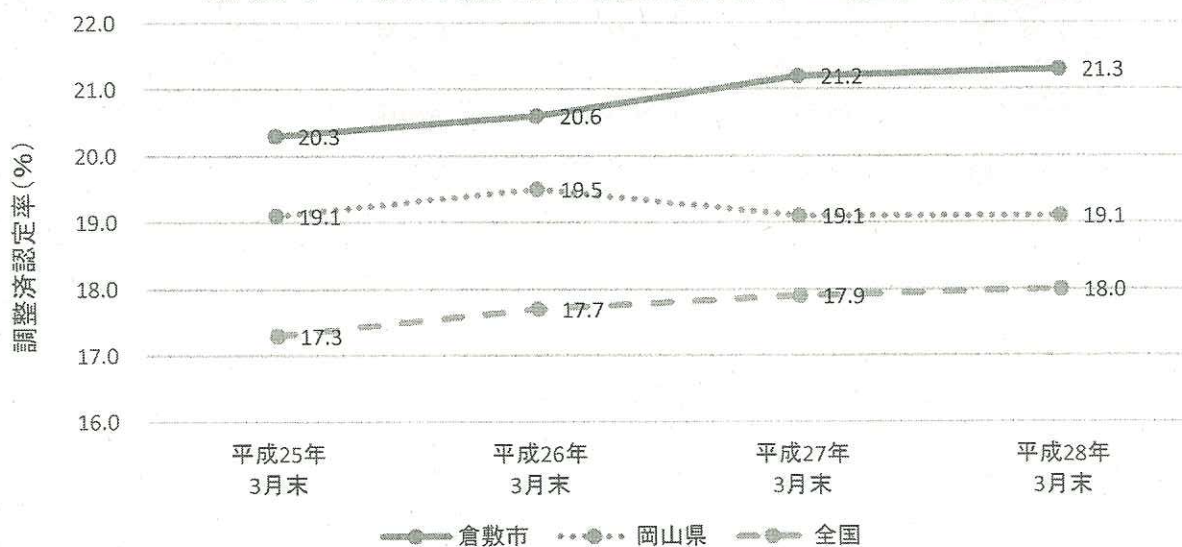


要介護度別の認定率(平成29年3月末現在)

(単位: %)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
倉敷市	2.7	3.8	3.8	3.8	2.6	2.2	1.6	20.6
岡山県	2.8	3.0	4.0	3.6	2.6	2.4	1.9	20.3
全国	2.6	2.5	3.6	3.1	2.4	2.2	1.7	18.0

倉敷市の要介護(要支援)認定率の推移(調整済)



※「調整済認定率」とは

認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率

表3 サービス受給者実績

(単位:人)

年度	対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
平成26年度	居 宅	1,872	3,227	3,267	3,545	1,943	1,293	809	15,956
	地域密着型	29	46	355	510	520	367	261	2,088
	施 設	—	0	134	366	576	992	966	3,034
	計	1,901	3,273	3,756	4,421	3,039	2,652	2,036	21,078
平成27年度	居 宅	1,773	3,291	3,462	3,791	2,133	1,300	771	16,521
	地域密着型	27	46	379	556	578	398	310	2,294
	施 設	—	0	133	327	658	995	973	3,086
	※総合事業	73	164	—	—	—	—	—	237
	計	1,873	3,501	3,974	4,674	3,369	2,693	2,054	22,138
平成28年度	居 宅	1,099	2,290	3,744	3,781	2,155	1,302	745	15,116
	地域密着型	31	53	866	968	786	498	333	3,535
	施 設	—	0	140	341	696	1,024	921	3,122
	※総合事業	1,235	2,063	—	—	—	—	—	3,298
	計	2,365	4,406	4,750	5,090	3,637	2,824	1,999	25,071
対前年度比(H27→H28)		126.3%	125.8%	119.5%	108.9%	108.0%	104.9%	97.3%	113.2%

※総合事業: H28年3月開始。基本チェックリストで事業対象となった方は要支援1に含めて計上。

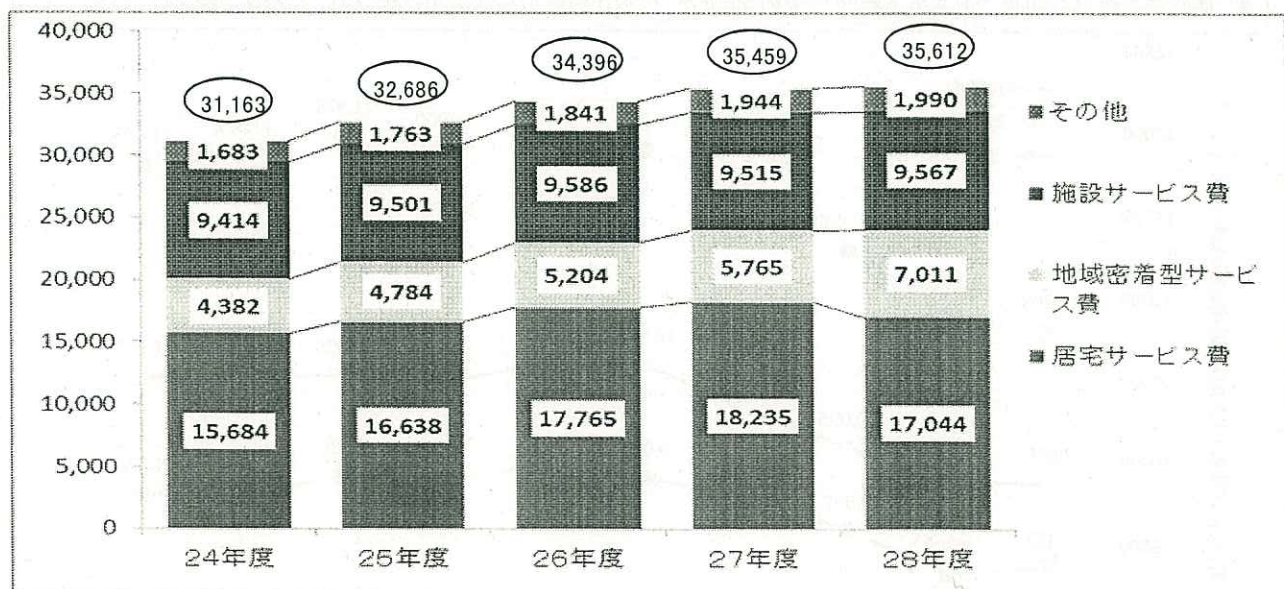
表4 保険給付費実績

(単位:百万円)

年度	居宅サービス費	地域密着型サービス費	施設サービス費	高額介護サービス費	特定入所者介護サービス費	審査支払手数料	合計
平成26年度	17,765	5,204	9,586	665	1,134	42	34,396
平成27年度	18,235	5,765	9,515	724	1,174	46	35,459
平成28年度	17,044	7,011	9,567	832	1,120	38	35,612
※対前年度比(H27→H28)	93.5%	121.6%	100.6%	114.9%	95.4%	81.9%	100.4%

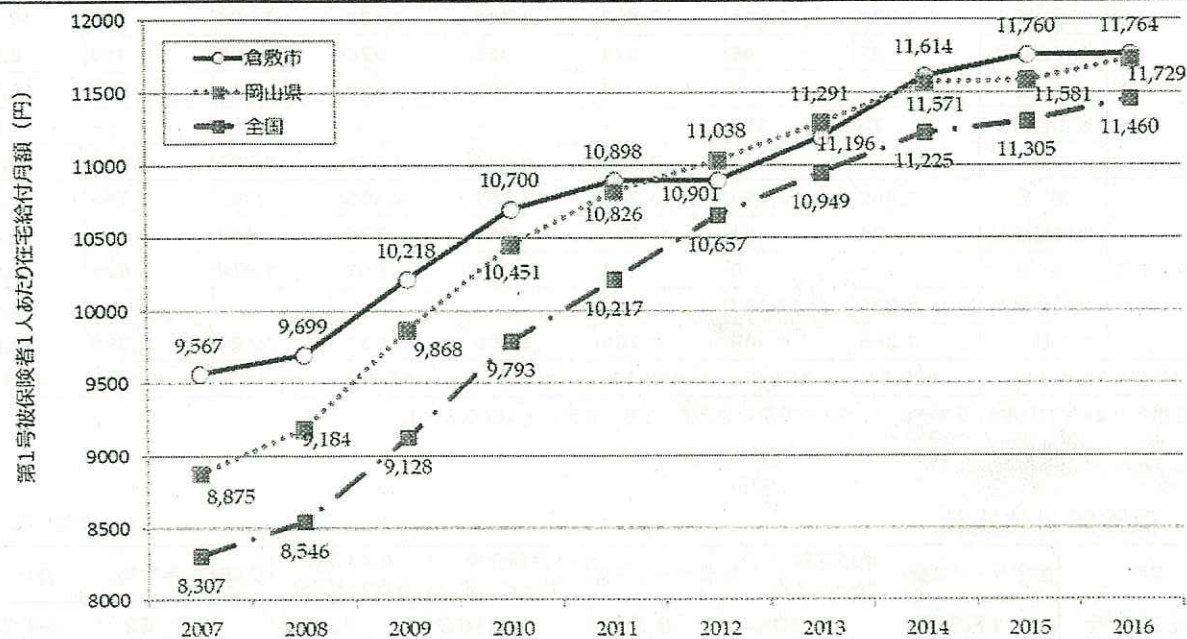
※居宅サービス費及び地域密着型サービス費のH28年度実績対前年度比増減については、制度改正によりH28年4月から小規模な通所介護事業所が広域型から地域密着型に移行したことで、その分のサービス費実績が居宅費から地密費に移ったことによる。

(単位:百万円)



第1号被保険者1人あたり給付月額の推移（在宅サービス）

- 2016年時点の第1号被保険者1人あたりの在宅サービス給付月額は、「全国」11,460円、「岡山県」11,729円、「倉敷市」11,764円であった。
- 倉敷市の給付月額は2007年以降、年々増加している。



出典：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムより作成

99

第1号被保険者1人あたり給付月額の推移（施設・居住系サービス）

- 2016年時点の第1号被保険者1人あたりの施設・居住系サービス給付月額は、「全国」9,804円、「岡山県」11,803円、「倉敷市」10,517円であった。
- 岡山県の給付月額は、2014-2016年間で減少傾向だが、倉敷市の給付月額は2013年以降、同水準で推移している。



出典：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムより作成

100

(表4別表) サービス種別ごとの給付実績内訳

居宅サービス費

(単位:百万円)

サービス種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問介護	1,841	1,850	1,692
訪問入浴介護	105	99	98
訪問看護	893	878	901
訪問リハビリテーション	74	88	98
居宅療養管理指導	214	238	253
通所介護	5,452	5,583	4,381
通所リハビリテーション	2,654	2,627	2,620
短期入所生活介護	1,523	1,596	1,665
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	100	97	98
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	29	15	7
福祉用具貸与	1,021	1,098	1,173
福祉用具購入費	60	58	59
住宅改修費	207	208	207
特定施設入居者生活介護	1,912	1,991	1,987
居宅介護支援	1,679	1,810	1,806
保険給付費合計	17,765	18,235	17,044

地域密着型サービス費

サービス種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	7	13
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	990
認知症対応型通所介護	197	238	246
小規模多機能型居宅介護	1,030	1,153	1,224
認知症対応型共同生活介護	3,376	3,508	3,486
地域密着型特定施設入居者生活介護	41	57	60
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	561	757	868
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	46	126
保険給付費合計	5,204	5,765	7,011

施設サービス費

サービス種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護老人福祉施設	4,557	4,538	4,573
介護老人保健施設	4,216	4,112	4,165
介護療養型医療施設	813	864	829
保険給付費合計	9,586	9,515	9,567

※保険給付費合計…端数処理のため、サービス種別ごとの数値の合計は一致しない場合がある。

表5 地域支援事業費実績

(単位:千円)

年度	介護予防事業費 ※1	包括的支援事業 (高齢者支援 センター運営) ・任意事業費	包括的支援事業 (社会保障 充実分)※2	審査支払手数料	合計
平成26年度	225,138	538,217	0	0	763,355
平成27年度	195,830	546,787	1,758	0	744,375
平成28年度	811,975	548,214	24,179	2,377	1,386,745
対前年度比 (H27→H28)	—	100.3%	—	皆増	186.3%

※1 介護予防・日常生活支援総合事業をH28年3月に開始したことに伴い、介護予防事業費に訪問・通所型のサービス費等を計上。

※2 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業

表6 保険料収納状況

(単位:千円)

平成 26 年度	保 険 料		調 定 額	収 納 額	収納率
	現年分	特 別 徴 収	6,923,366	6,923,366	100.0%
		普 通 徴 収	802,174	705,484	87.9%
		計	7,725,540	7,628,850	98.7%
	滞納繰越分		175,981	29,710	16.9%

平成 27 年度	保 険 料		調 定 額	収 納 額	収納率
	現年分	特 別 徴 収	7,748,530	7,748,530	100.0%
		普 通 徴 収	825,060	727,007	88.1%
		計	8,573,590	8,475,537	98.9%
	滞納繰越分		183,537	35,565	19.4%

平成 28 年度	保 険 料		調 定 額	収 納 額	収納率
	現年分	特 別 徴 収	7,972,641	7,972,641	100.0%
		普 通 徴 収	815,005	720,680	88.4%
		計	8,787,646	8,693,321	98.9%
	滞納繰越分		182,345	38,181	20.9%

2 介護保険料について

第6期 (H27～29年度)						
段階	対 象 者		国の標準	乗率	年額(円)	人数(人) 構成比(%)
1	生活保護の受給者等		0.50	0.50	35,100	20,610 16.1%
	本人及び世帯全員が市町村民税非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	軽減強化 ↓ 0.45	軽減強化 ↓ 0.45	軽減強化 ↓ 31,590	
2		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超え120万円以下	0.75	0.65	45,630	11,803 9.2%
3		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超え	0.75	0.70	49,140	11,829 9.2%
4		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.90	0.85	59,670	14,412 11.2%
5		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超え	1.00	1.00	基準額 70,200 (月額5,850円)	19,823 15.5%
6	本人が市町村民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満 (第5期では125万円未満)	1.20	1.20	84,240	17,792 13.9%
7		本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満 (第5期では125万円以上190万円未満)	1.30	1.30	91,260	15,942 12.4%
8		本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.50	1.50	105,300	8,331 6.5%
9		本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.70	1.70	119,340	3,185 2.5%
10		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満		1.85	129,870	2,168 1.7%
11		本人の前年の合計所得金額が600万円以上		2.00	140,400	2,311 1.8%

人数は平成29年度当初納入通知書送付時のもの

3 介護給付適正化について

(1) 要介護認定の適正化

① 認定調査状況チェック (介護保険課認定審査係)

市で雇用の調査員(非常勤嘱託員)により認定調査を実施している。(遠隔地を除く)

【実績】平成28年度 チェック件数 23,400件

② 認定審査会 (介護保険課認定審査係)

国が作成した介護認定審査会委員テキストの活用等を行っている。

【実績】平成28年度 審査件数 23,183件

(2) ケアマネジメント等の適正化

① ケアプランチェック (指導監査課)

- ・ 要介護認定の更新申請時にケアプラン(居宅サービス計画)の提出を求め、職員(介護支援専門員)による内容確認及び照会・確認結果等に基づく助言指導により、適切なプランへの位置付け・適正なサービス利用の確保を図る。

【実績】平成28年度 ケアプラン確認件数 4,302件

② 住宅改修・福祉用具に関する調査・点検 (介護保険課給付係)

1) 住宅改修

事前申請時又は住宅改修完成時において、保険給付として適正な改修か、事前申請どおりの改修か、などの点について疑義がある場合に、現地確認を行う。

【実績】平成28年度 確認件数 2,450件(うち着工前訪問 145件)

2) 福祉用具

使用が想定される状態像であるか、保険給付として適正な貸与・販売であるか、などの点について疑義がある場合、利用者や事業者等に確認を行う。また、軽度者に対する対象外種目の貸与についても、必要な理由を書面やヒアリングにより確認する。

【実績】平成28年度 販売 2,087件 軽度者貸与確認 1,069件

(3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 医療情報との突合・縦覧点検 (国保連合会へ業務委託)

- ・ 介護給付適正化システムを活用し、介護給付情報と医療情報の算定整合性の点検により、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りに関しては過誤調整を指導する。
- ・ 介護給付適正化システムを活用し、複数月の介護報酬請求明細書における算定回数の限度確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を点検し、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りについては過誤調整を指導する。

【実績】平成28年度 過誤件数 830件 (効果額 4,733,005円)

② 介護給付費通知 (介護保険課給付係)

受給者ごとにサービス利用実績を定期的にお知らせし、サービス提供の有無、費用額、利用者負担額に間違いはないか等の確認を促し、疑義があるサービス実績等を保険者に申し出てもらうことにより、架空・過剰請求などの不正・不適正事例の発見の契機とする。

○通知件数実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	72,776	76,278	79,553	83,108	84,257
対前年比	-	104.8%	104.3%	104.5%	101.4%

※平成14年度 から開始

4 実地指導の状況等について

平成28年度実地指導件数・指摘件数

(単位:件)

区 分			実地指導件数		指摘件数	
(H29. 3. 31現在の事業所数)			平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度
介護保険サービス事業所	居宅サービス事業所	訪問介護	19	30	32	48
		訪問入浴介護	2	3	5	0
		訪問看護	10	8	8	3
		通所介護	21	43	20	40
		通所リハビリテーション	1	0	0	0
		短期入所生活(療養)介護	26	27	38	66
		特定施設入居者生活介護	8	6	12	31
		福祉用具貸与	7	1	18	2
		特定福祉用具販売	7	1	12	1
		小計 (432)	101	119	145	191
	地域密着型サービス事業所	認知症対応型共同生活介護	13	19	49	73
		認知症対応型通所介護	4	5	4	3
		小規模多機能型居宅介護	7	1	23	2
		介護老人福祉施設(※1)	6	5	18	15
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	0
		看護小規模多機能型居宅介護	1	1	5	2
		地域密着型通所介護	15	-	17	-
		小計 (209)	47	32	116	95
	居宅介護支援事業所 (118)		32	33	13	13
	介護老人福祉施設(※1) (24)		14	12	37	56
	介護老人保健施設等(※1) (20)		9	8	26	42
	介護予防支援事業所 (25)		6	7	2	1
	計 (828)		209	211	339	398

※制度改正により、平成28年度から利用定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行、
実地指導周期

- (1) 介護保険施設 原則2年に1回(上記表(※1))
- (2) 介護サービス事業所 原則4～6年に1回(上記表(※1)以外)
- (3) 新規指定事業所 原則事業開始後6か月以内

実地指導とは別に、平成29年3月14～17日に既存のすべての介護
保険サービス事業所をはじめ、開設予定事業所等を集めて集団指導
を実施。

集団指導参加状況

案内数	参加数	参加率
1108	972	87.7%

5 介護サービス提供に係る事故報告件数について

(H28年度発生分)

サービスの種類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合 計					
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型施設						
合計		3	1	3	118	33	118	4	3	23	5	201	3	41	4	17	1	212	178	1	308	1	6	1278	6
年 齢	40 ～ 64 歳		1		1	1	2				1	2				3	6	11						28	
	65 ～ 74 歳			1	17	4	6			6	1	14	2		3	1	6	10	22					92	1
	75 ～ 84 歳	1			38	13	31	3	1	8	2	51	13	1	7	44	38	1	90	1	4			345	2
	85 ～ 94 歳	2		2	56	13	67	1	2	7	1	108	1	16	3	6	122	90	147	2				645	1
	95 ～				6	2	12			2		26	2	10		1	37	34	38					168	2
発 生 場 所	居室	1		1	2		70	3		10	1	91	1	22	2	3	132	79	174	1	2			593	2
	廊下				3	4	9					27	2	1	1	23	23	31	2				126		
	トイレ				9	4	8			1	1	18	6		1	1	6	13	24	1			92	1	
	食堂				10	1	14			1		37	2	6	1	3	31	32	29				165	2	
	風呂・脱衣所	2		2	9	4	2	1	1	3		2	4		2	4	7	5					48		
	屋外				9	7	1		1	2	2	11			3	9	2						47		
	施設内				67	8	9			3	1	15	1		2	5	11	1	29				151	1	
	その他		1		9	5	5		1	3					2	2	11	16	1				56		
事 故 内 容	転倒	2			61	21	81	3	1	18	2	155	32	4	11	170	96	181	4				842		
	転落			1	3	5	19	1	1	1		14	6		2	13	41	66	1				174		
	誤嚥・異食				2		2					10	3		1	1	4	5	1	12	1		36	6	
	失踪				5						1	8				5	1	1					21		
	交通事故				1	2			1	3	2				1								10		
	感染症				39		10					3				1	2	29					84		
	その他	1	1	2	7	5	6			1		11	3		2	19	33	19	1				111		
症 状 ・ 結 果	骨折	1		1	19	6	22			6	1	74	17	4	9	81	53	57	3				354		
	打撲・捻挫				16	8	23		2	4		41	11		1	37	30	50					223		
	切傷・擦過傷	1			15	8	23	1	1	5		36	7		4	44	20	34	2				201		
	誤嚥性肺炎・窒息				1	1	4					3	3		1	1	2	4	1	5	1		21	6	
	感染症状				39		10					3				1	2	29					84		
	異常なし	1	1	2	27	9	33	3		8	4	42	6		1	47	67	133	1				385	0	
	その他				1	1	3					2			1		2						10		

※ 平成27年度の事故報告件数は、1352件(うち、死亡6件)。

※ 部分は、死亡の件数。

6 特別養護老人ホーム入所申込者(待機者)等の状況について

1 入所申込者数(入所施設別)

(単位：人)

入所申込者		平成28年5月末	平成27年6月末	前年比
		実人数	実人数	
		2,553	2,638	△ 85
現在の入所施設内訳	在宅その他	1,542	1,541	1
	老人保健施設	478	527	△ 49
	介護療養型医療施設	89	93	△ 4
	特定施設	144	167	△ 23
	グループホーム	300	310	△ 10

備考1) 入所申込者数は、倉敷市の被保険者の数であって重複申込を除く実人数。

2) 在宅その他とは在宅で待機している人のほか、医療機関に入院中の人数を含む。

2 施設数・定員・入所者数

(単位：人)

区分	平成28年5月末	平成27年6月末	前年比
施設数	35施設	33施設	2施設
定員	1,904	1,815	89
入所者数	1,885	1,806	79

3 要介護3～5の入所申込者数

(単位：人)

区分	平成28年5月末	平成27年6月末	前年比
	実人数	実人数	
要介護3～5	1,775	1,770	5
(内) 在宅	676	671	5

(参考)

入所申込者のうち、入所の必要性の高い人又は1年程度で入所が必要となる見込みの人として施設から報告のあった数は、要介護3～5の在宅者では239人であった。

7 介護保険制度改正について

1 高額介護（予防）サービス費の見直し（平成29年8月～）

負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市民税を課税されている方の世帯の負担上限が、37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられる。

ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間上限が設けられる。（3年間の時限措置）

なお、市民税非課税世帯の負担の上限は変更しない。

（次ページ資料参照）

2 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し（平成30年8月～）

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。

具体的な基準は今後設定されるが、現時点では「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」とすることを想定している。（単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当。）

4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

見直し内容

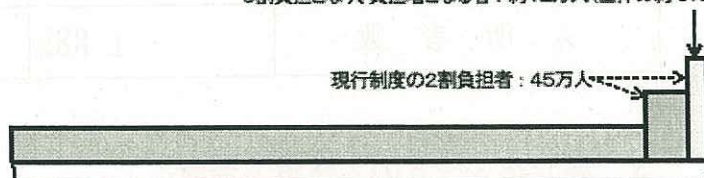
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)



	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数（実績）	360	136	56	496
3割負担（推計）	約13	約4	約1	約16
うち負担増（対受給者数）	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)
2割負担（実績）	35	10	2	45
1割負担（実績）	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告（平成28年4月月報）

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額280万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上）」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

平成29年
8月から

Q A 高額介護サービス費とは？

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1 ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	平成 29 年 7 月までの負担の上限(月額)	平成 29 年 8 月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)	44,400 円(世帯)※
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円(世帯)	44,400円(世帯)〈見直し〉 ※ 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400 円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)	24,600 円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)※
生活保護を受給している方等	15,000 円(個人)	15,000 円(個人)

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q A どんな改正が行われるの？

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が 37,200 円(月額) から 44,400 円(月額) に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての 65 歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間 446,400 円(37,200 円×12 ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)



厚生労働省

該当するか
チェックしよう

Step1

同じ世帯のどなたかが市区町村民税を課税されているか。

・ **いる場合** 37,200 円 (月額) → 44,400 円 (月額)

※ 現役並み所得者世帯は従来から 44,400 円

Step2 へ

Step2

①と②の両方に該当するか。(※8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定)

・ **該当する場合** → 年間の上限 446,400 円 (37,200×12ヶ月) を適用【新設】

① 同じ世帯の全ての 65 歳以上の方 (サービスを利用していない方を含む。) の利用者負担割合が 1 割

② 世帯が現役並み所得者世帯※に該当しない

※ 同じ世帯に 65 歳以上で課税所得 145 万円以上の方がおり、同じ世帯の 65 歳以上の方の収入の合計が 520 万円以上 (単身の場合は 383 万円以上) である場合。

利用者負担割合の基準

・ **1 割負担となる方は、下記の 2 割負担となる方以外の方です。**

・ **2 割負担となる方は、次の①から④の全てに該当する方です。**

- ① 65 歳以上の方
- ② 市区町村民税を課税されている方
- ③ ご本人の合計所得金額 (※1) が 160 万円以上の方 (年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)
- ④ 同じ世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」(※2) が 1 人で 280 万円以上の方、65 歳以上の方が 2 人以上の世帯で 346 万円以上の方

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

ご自身の負担割合については、負担割合証を確認するか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

〈高額介護サービス費の見直し後の適用例〉

		平成 29 年	7 月	8 月
A 世帯	・ 市区町村民税が課税されている ・ 2 割負担  ※現役並み所得相当の方ではない場合	・ 市区町村民税が課税されていない ・ 1 割負担  サービス利用者	月々の上限 37,200 円 → 44,400 円 年間の上限 なし	44,400 円 なし
B 世帯	・ 市区町村民税が課税されている ・ 1 割負担 	・ 市区町村民税が課税されていない ・ 1 割負担  サービス利用者	月々の上限 37,200 円 → 44,400 円 年間の上限 なし	44,400 円 (新設) 446,400 円
C 世帯	・ 市区町村民税が課税されていない ・ 1 割負担  サービス利用者	・ 市区町村民税が課税されている ・ 1 割負担  45 歳・息子 ※40 歳～64 歳は 1 割負担	月々の上限 37,200 円 → 44,400 円 年間の上限 なし	44,400 円 (新設) 446,400 円



厚生労働省

8 高齢者や認知症の方を地域で支える 地域づくりについて

1

- ① 介護予防の強化・生活支援の充実
(高齢者の方が元気に活躍できる地域づくり)

2

倉敷市の介護予防の取組み

(基本的な考え方)

○国は総合事業の実施を通じて、一予防、二次予防の区分けをやめ、住民運営の通いの場の充実等地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取組みを推進するという方向性等を示している。

○本市としては、このような動きを踏まえて、新しい総合事業の実施を契機として、「高齢者が元気で活躍できる地域づくり」を進める。

○具体的には、リハビリ専門職等を活用した自立支援に資するよう短期集中予防サービスを新たに提供するとともに、サロンなど高齢者の社会参加の場を増やし、社会参加の場の充実を図っている。

介護予防を推進するにあたり3つの“き”に着目し、重点的に実施

「高齢者が元気に活躍できる地域」の実現に向けて、

○高齢者数、独居世帯の増加や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が地域で生きがいを感じ生活を行っていくためには、社会参加を通じた介護予防に取組み、高齢者が“元気”であることが必要。

○また、元気な高齢者が支援を要する高齢者を支えていく基盤となる“地域”のつながりがあることが必要。

○さらに、リハビリ専門職等の視点も取り入れ、生活行為にもアプローチし、要支援者の自立支援に資するケアマネジメントにより、要支援者が自立生活に向けた“やる気”を引き出すことが必要。

①元気(げん「き」) ⇒ 社会参加の推進による介護予防の充実

高齢者の社会参加を推進し、介護予防につながる地域のサロン活動を支援し、3世代交流の取組み等、多様なサロン活動による介護予防の取組みを強化する。

②地域(ちい「き」) ⇒ 小地域ケア会議等を通じた地域づくりの推進

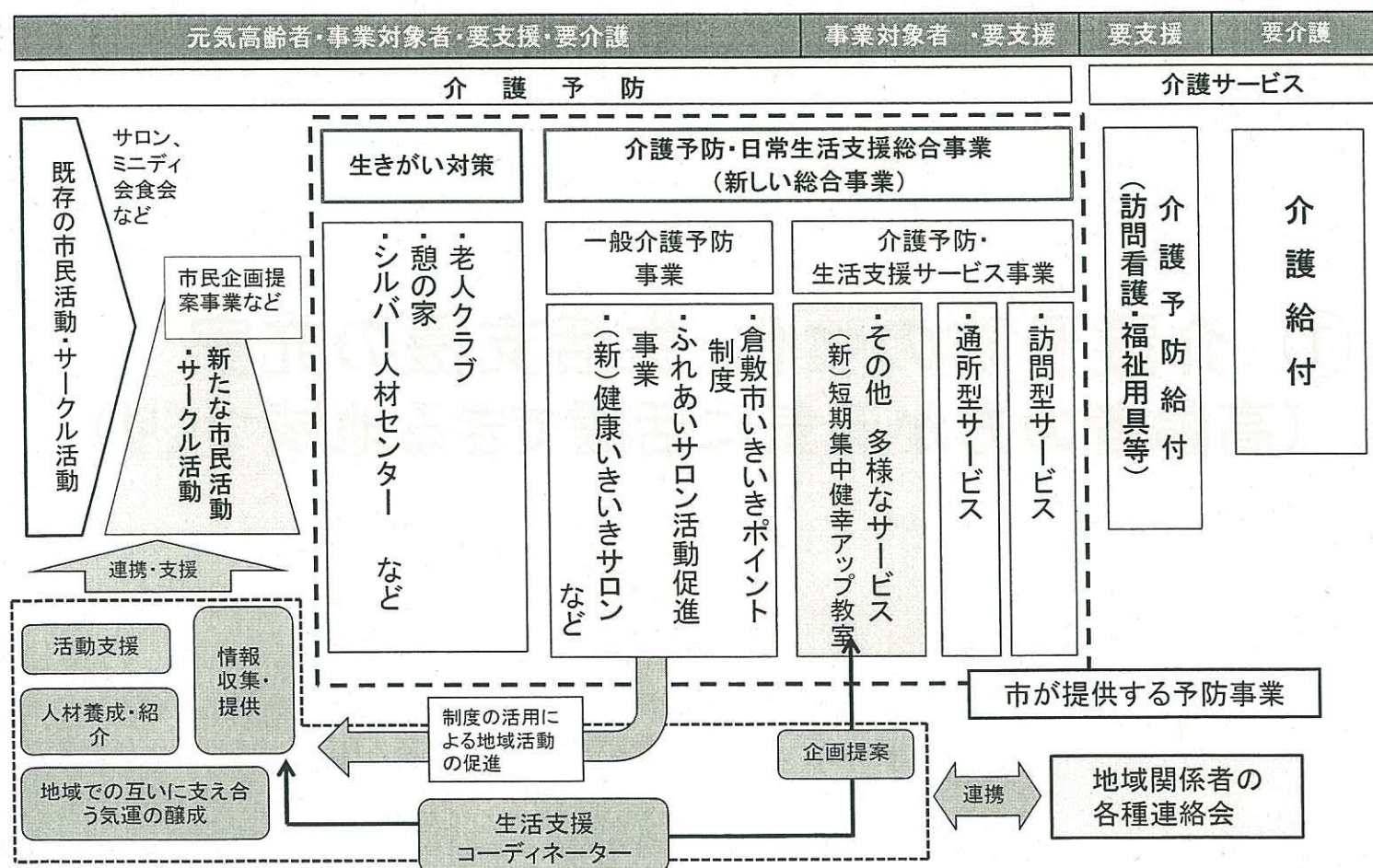
平成19年度から4つの行政区単位の地域ケア会議と小学校区ごとの小地域ケア会議を立ち上げ、関係者の間で情報共有を図りつつ、地域課題の解決に取り組んでおり、認知症カフェの開催や見守りの充実等につながっている。平成28年度より社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターと連携し、地域の関係者が集まる小地域ケア会議の充実を図りながら地域づくりを推進する。

③やる気(やる「き」) ⇒ 自立支援に資するケアマネジメントの充実

高齢者の機能改善、社会参加意欲を引き出すような、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを推進する。

3

介護予防と生活支援の取組み



4

高齢者が参加し、活躍できる場の充実

住民主体のサロン活動の促進

～ふれあいサロンの充実～

「通いの場」の一例

ふれあいサロン

※おおむね60歳以上の高齢者3人以上で運営されているサロン

倉敷市では、高齢者の社会参加、健康づくり及び介護予防にもつなげる、地域のサロン活動を促進するため、運営費等を助成し支援を行っている。

平成29年度から子育て等の多世代との交流や体操等に毎週取り組む場合に加算を設け助成を充実。

・基本分 30,000円（年間最大）

・加算分（各項目ごとに年間10,000円を上限）

①多世代交流型（子どもとの交流） ②毎週開催型（月4回以上）

③多人数参加型（20名以上）



マーメイド（体操）

広い土間スペースで、週に1回いきいき100歳体操を行っています。

体に重りをつけ、歌を歌いながら、ゆっくりゆっくり筋力トレーニングを行います。

いつまでもみんなと、交流をつづけることができるように、健康な心と体づくりに頑張っています！



はつらつサロン（世代間交流）

ここでの主役はなんといっても、かわいい子どもたち。笑顔に癒され、泣き顔も、いたずらもすべてがかわいくて愛おしい！

子育て真っ最中のお母さんと子どもと地域の方が繋がる、世代の垣根はここにはありません。

うぐいすサロン（多人数）



料理や笑いヨガ、転倒骨折予防教室など、毎月の内容を工夫しながら、様々な活動をしています。また、「いっしょに」を合言葉にしていって、サロンにきたら会員同士で「いっしょに」の合言葉とともにハイタッチ！これがうぐいす地区の住民に広がり、町内の道端やゴミ捨て場、スーパーなど、日々の暮らしの中に溶け込んだあじさつとなっています。

5

高齢者が参加し、活躍できる場の充実

住民主体のサロン活動の促進

～ふれあいサロンの実施状況～

1. 地区・高齢者支援センターごとのサロン

地区	高齢者支援センター	サロン数	地区合計
倉敷	倉敷中部	11	66
	倉敷南	9	
	老松・中洲	7	
	大高	4	
	倉敷西	11	
	帯江・豊洲	7	
	中庄	6	
	天城・茶屋町	6	
	庄北	3	
	倉敷北	2	
水島	水島	10	33
	福田	11	
	連島	12	
	琴浦	6	
児島	児島中部	17	32
	児島西	4	
	赤崎	4	
	下津井	0	
	郷内	1	
玉島	玉島東	12	41
	玉島中部	6	
	玉島南	11	
	玉島北	12	
船穂	船穂	11	11
真備	真備	25	25
合計		208	208

2. サロン数と参加人数

	サロン数	人数	開催頻度	サロン数
平成25年	144	2,751	月1回	109
平成26年	151	3,183	月2回	35
平成27年	164	3,406	月3回	2
平成28年	197	3,683	毎週	62
平成29年	208	4,116	合計	208

3. 平成29年度から実施の加算状況

平成29年	多世代交流	多人数参加	毎週開催
サロン数	26	65	62
加算額	67,000	515,000	608,000

4. 通いの場ガイドブック

市内約430カ所のサロン等を調査し、掲載の了承を得た約280カ所を掲載。

・通いの場の開設や運営に役立つ情報

倉敷市総人口	483,891
65歳以上	128,313

平成29年6月末

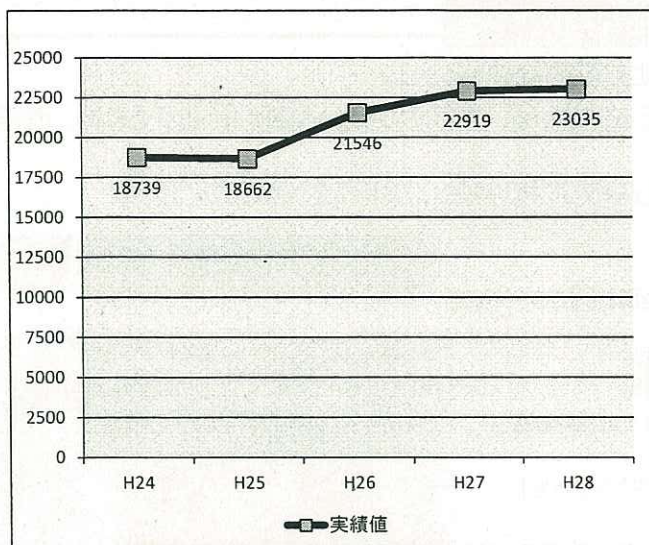
国が示す参考数値

・地域支援事業実施要綱において、介護予防に資する住民主体の通いの場は、週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は総人口1万人に概ね10カ所を目標とするとされており、倉敷市においては、総人口48.3万人（H29年6月末）に対し483カ所が目標となる。

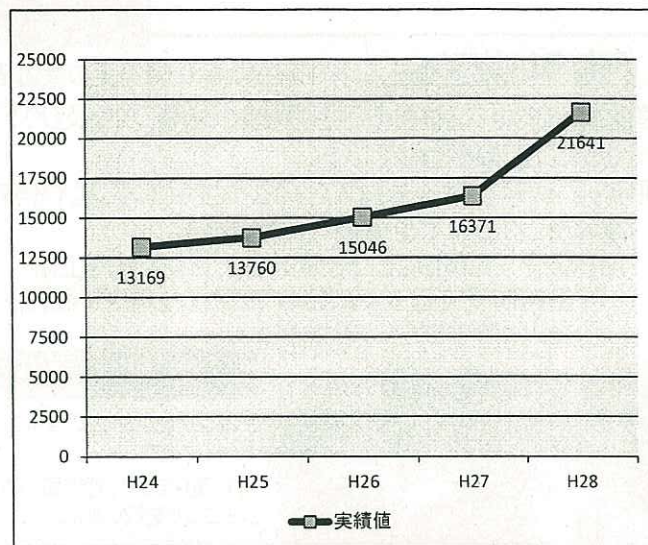
高齢者が参加し、活躍できる場の充実

専門職による場の提供とセルフケア力向上

～介護予防普及啓発事業の実績～



介護予防事業参加者延人数
(総合福祉事業団関連)



介護予防事業参加者延人数
(高齢者支援センター関連)

(総合福祉事業団関連)

高齢者が健康を維持し、要支援・要介護状態にならないために、転倒骨折予防事業を始めたとした各種介護予防事業を実施。

(高齢者支援センター関連)

保健所、各保健福祉センター及び高齢者支援センター等において、地域住民の健康状況やニーズを踏まえた健康に関する各種講座を開催。

7

地域で元気に活躍する人を増やす

活躍する担い手を増やす取組み

～生活・介護支援サポーター養成講座の開催～

【性別】

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	総合計
男性	11	14	10	9	3	11	58
女性	64	41	25	41	24	39	234
受講者数	75	55	35	50	27	50	292

【養成講座受講者の状況】



【堅い話ばかりではありません
談笑しながら学びあえる場です】

【28年度修了後の活躍状況】

項目	人数
『通いの場』の開設・運営支援等	14
個人ボランティア・ボランティアグループへの登録	4
介護者の会・岡山メンタル友の会等への登録	4
生活支援サービス団体(かけはし・岡山コープ)	8
今後検討中	12
合計	42

8

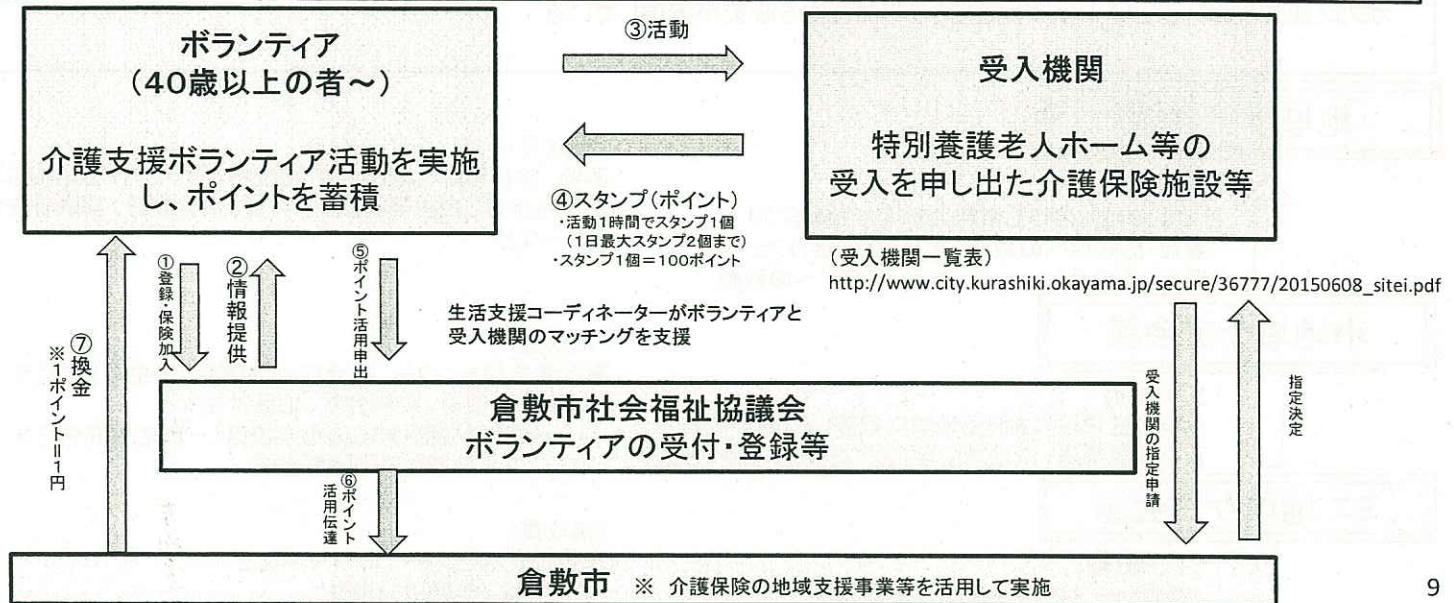
倉敷市いきいきポイント制度について

- 本市では、地域で活躍する元気な方が増え、地域の支え合いが強化されることを目指し、介護保険施設等でボランティア活動を行い、その実績に応じてたまったポイントを換金できる仕組み「倉敷市いきいきポイント制度」を実施している。(平成22年10月～)
- ボランティア活動に取り組むことで、社会参加を通じた自身の健康増進や地域貢献につながる。ポイントで実質的に介護保険料の負担軽減をすることもできる。(原則年間最大5000円まで換金可)

※ 登録者数 637人(29年2月28日現在) 介護保険施設等の受入機関 316ヶ所(29年3月1日現在)

⇒ 28年度は子育て支援拠点、児童館等の子育て支援施設に対象を拡大。(児童館での絵本の読み聞かせ等にポイントを付与するイメージ)

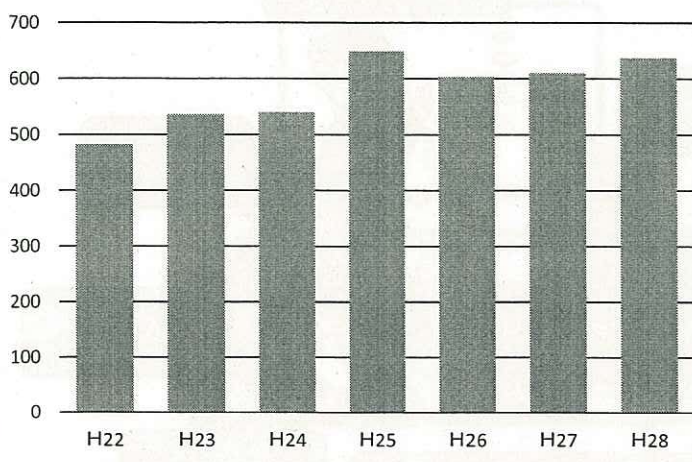
⇒ 29年度は対象年齢を「65歳以上」から「40歳以上」に引き下げるとともに障がい者施設に対象を拡大。



<ボランティアの登録者数の推移>

平成29年度から、地域の支えあいの強化を図るため、ボランティアの対象年齢を「65歳以上」から「40歳以上」に引下げた。

ボランティア登録者数推移



○ボランティア登録者数○

H29.3.31現在

年度	登録者数	内訳					
		性別		年齢別			
		男性	女性	65-69	70-74	75-79	80以上
平成22年度	482	184	298	236	158	63	25
平成23年度	536	121	415	239	178	90	29
平成24年度	540	116	424	239	181	91	29
平成25年度	649	150	499	244	227	129	49
平成26年度	603	119	484	202	227	133	41
平成27年度	610	118	492	180	229	145	56
平成28年度	637	105	532	162	236	157	82

地域づくりを応援する「場」や「人」

地域資源・地域課題の整理、施策化

～地域ケア会議の充実～

倉敷市の地域ケア会議について

- 倉敷市では、多職種による困難事例の検討等を通じ地域資源・地域課題を整理するとともに、課題を解決するため必要に応じて政策へとつなげる地域ケア会議を積極的に実施。(国の平成27年度からの法定化に先がけ、平成19年度から推進)
- 具体的には、①ミニ地域ケア会議(個別事例の検討)、②小地域ケア会議(小学校区域で地域に密着した高齢者等の支援体制の構築の検討)、③地域ケア会議(4行政区単位で広域的な支援体制の構築の検討)の3層の会議を実施している。
- これまでも地域ケア会議での議論を通じ、児島地区の命のバトン(緊急時(災害時)情報伝達キット)、水島地区のオレンジカフェ(認知症カフェ)といった、地域包括ケアに資する政策が実現している。

地域ケア会議

(主な取組)
行政区単位における情報共有及び課題解決
倉敷・認知症への取組 水島・認知症カフェ
児島 命のバトン 玉島・見守りへの取組

(構成員)

医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、社会福祉協議会、保健推進室、民生委員、愛育委員、栄養委員、高齢者支援センターなど

小地域ケア会議

(主な取組)
小学校区単位における地域に密着した情報共有
及び課題解決 ※地域で自主的な見守り活動を実施

(構成員)

高齢者支援センター、社会福祉協議会、民生委員、愛育委員、栄養委員、町内会長、地区社協など
※ 63小学校区中58の小学校区(一部地域開催を含む。)で小地域ケア会議が設置

ミニ地域ケア会議

(主な取組)
個別ケースの情報共有、問題解決

(構成員)

高齢者支援センター、ケアマネなど
※平成27年度は159件

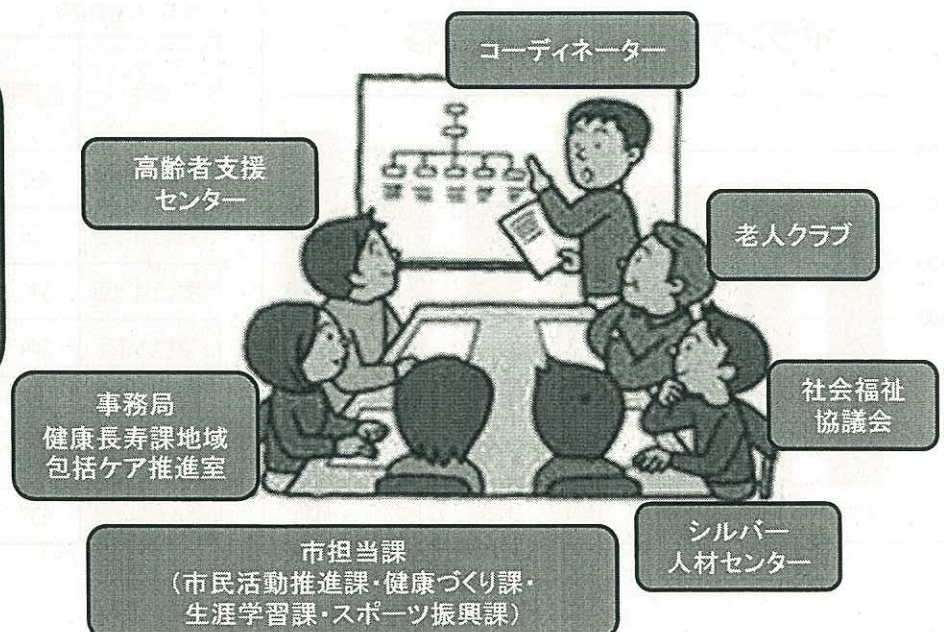
11

元気な地域を一緒に考えるチーム (高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議)

1. 生活支援コーディネーターと一緒に地域づくりの活動に取り組む
2. 新しい支援体制の整備
3. 既存の支援・新たな支援を地域においてマッチングする。

【協議体】

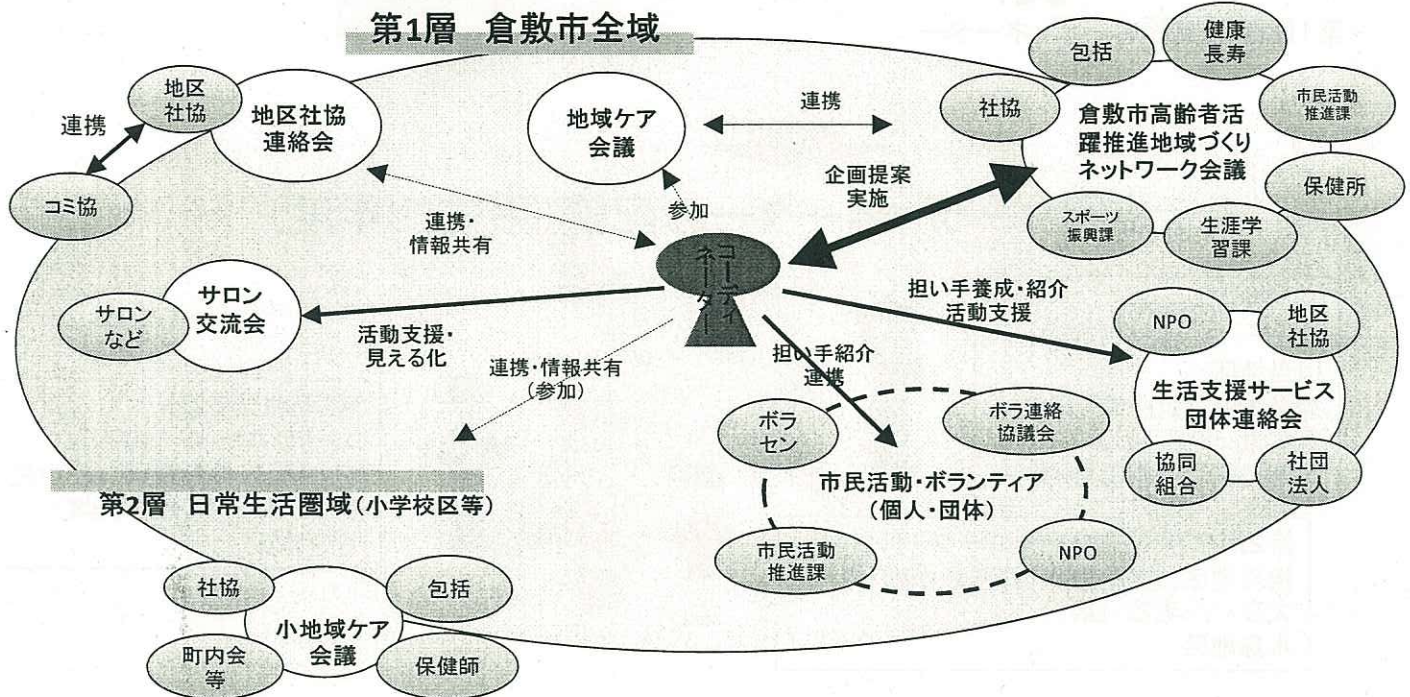
倉敷市が主体となり、コーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画する、定期的な情報共有・しくみづくりの場



＜地域で支えあう体制を整備するための取組み＞ **地域づくりを進めるため社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置**

○コーディネーターの役割

- ①地域づくりの中心人物として、地区の会議等に参加し、地域のニーズ・現状をとりまとめ、ネットワーク会議で報告する。また、地域づくりに必要な事業の企画・提案を行う。
- ②地域で生活支援(居場所の提供や家事援助など)の担い手となる人材育成や育成した人材の活動支援(各種団体への紹介、地域で新たなサービスの開始など)を行う。
- ③地域資源の取りまとめと見える化、地域資源間の連携・支援により、地域づくりを推進する。



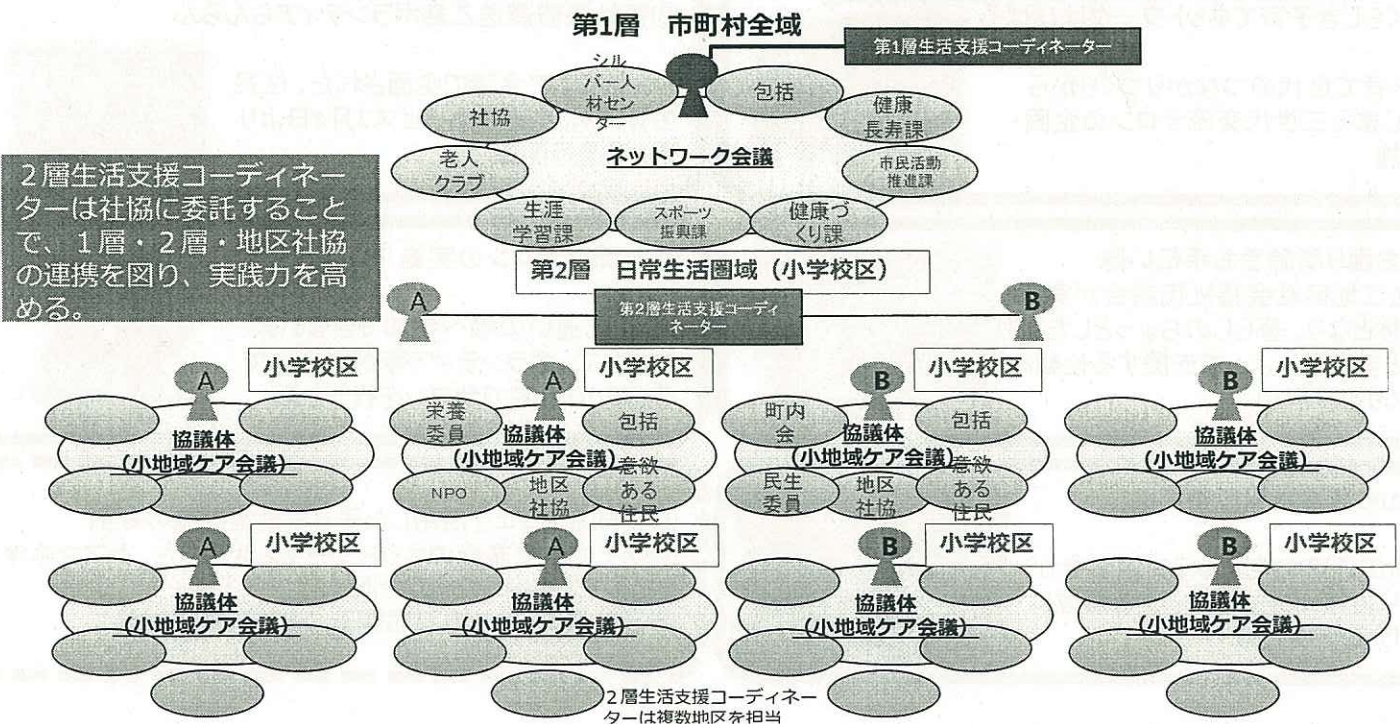
13

倉敷市としての第2層生活支援コーディネーターの考え方について(平成29年度の取組)

28年度に生活支援コーディネーターを新たに1名配置したこと等の成果と課題、国の政策動向を踏まえつつ、市として更に地域づくりを進めるため、29年度に第2層コーディネーターを社協に新たに2名配置。加えて、現在運営されている小地域ケア会議を活かしつつ、その議論を活性化させ、支え合いの体制づくりを進めるため、第2層協議体に位置づけ。(第2層コーディネーターは協議体に参加)

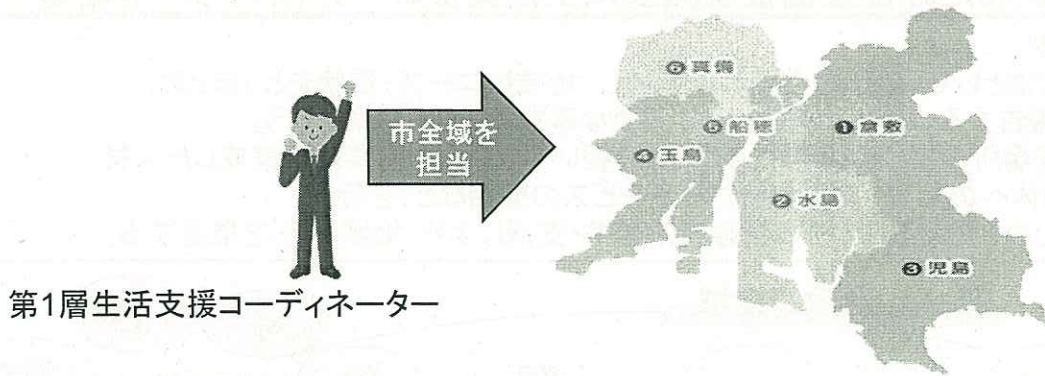
2層生活支援コーディネーター 社協に委託(2名)

2層協議体 小地域ケア会議を2層協議体に位置づけ



14

生活支援コーディネーターの配置(平成28年度)



生活支援コーディネーターの配置(平成29年度)



15

生活支援コーディネーターやネットワーク会議の活動を通じた地域づくりの推進 生活支援コーディネーターが加わる地域づくりの作戦会議

平成28年度、新たに1名を配置した生活支援コーディネーターは、①通いの場ガイドブックの作成、②サロン交流会、③支え合いのまちづくりフォーラム等の業務を中心に実施。

これらの業務を推進する中で、生活支援コーディネーターの知名度があがるにつれて、地域ケア会議や小地域ケア会議の関係者等から地域づくりの相談を受けるケースが増加。地域づくりの「作戦会議」に参加することも増えている。

①くらしき子育てネットワークはびばる

・子育て世代のつながりづくりからはじまる三世代交流サロンの企画・実施



②福祉無償運送乙島ボランティアらんらん

・小地域ケア会議で企画された、住民主体の外出支援サービス7月4日より週2回運行開始



③お困り高齢者お手伝い隊

・粒江地区社会福祉協議会が実施主体となり、暮らしのちょっとした困りごとを住民によって支援する仕組みづくりを検討中



④訪問型サロンの実施

・歩いて通いの場へ参加できない人に対して、ボランティア等が出向いてその方の自宅でサロンを行う企画



⑤100歳体操実行委員会

・箭田地区の老人クラブ連合会が取り組む100歳体操を地域全域に広げる作戦会議



⑥認知症カフェを活用した子ども食堂実施の検討

⑦ケアマネ交流会のネットワークを活用した、ケアマネ常駐型の認知症カフェの企画

⑧高齢者のくらしの実態調査の実施(水島地区)

16

- リハビリテーション専門職等が3～6ヶ月間の短期間で集中的に働きかけ、自立に向け支援。
- 心身機能とともに、日常生活での生活行為も改善し、在宅での自立した生活を支援していくことが重要であるとの基本的な考え方の下、
例えば、
○リハビリテーション専門職が利用者の家庭を訪問し、風呂やトイレなどの生活行為の課題を把握した上で、家庭の生活環境の改善を図りつつ、教室においては自立に向けて教室に通う日以外にも自宅で行える機能訓練を実施する。
○栄養士が低栄養傾向の利用者に対して、それを改善するため栄養面に配慮したレシピの提供や調理指導を行うこと など利用者の個々の状態にあった支援を提供することを目指す。

（事業内容）

医療法人 和香会

- 居宅訪問による生活行為課題のアセスメント・興味・関心ごとによる機能改善への意欲・動機づけ、サービス終了後の社会参加を見据えたサービスをリハ職等により提供
- 低栄養の高齢者へ栄養に配慮した調理法、レシピ指導による居宅食事支援



医療法人 誠和会

- リハ職が自宅を訪問し、利用者の生活環境を確認し、利用者主体の具体的な目標設定を実施
- 教室参加時は毎回、目標達成度を利用者に主観の評価してもらい、教室のプログラム終了後（3～6ヶ月経過後）の住民によるサロンへの参加を促す。



17

体力アップ健幸教室の成果

利用者同士でのサロンの立ち上げ

教室で知り合った仲間同士で参加者を勧誘。

お互いにアイデアを出し合い、事業所の協力を得て、事業所内にサロンを立ち上げる。

⇒サロンでの運動・社会参加により生きがい・役割をもって活動中。

趣味・仕事にまい進

左股関節の痛みを訴え、教室に参加。

教室で習得した自主トレを続けた結果、痛みが消えることは無いものの、長時間動いても痛みが増すことがなくなった。

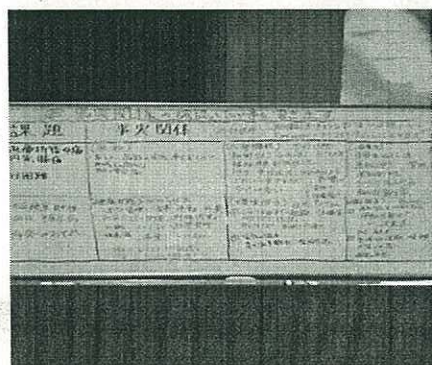
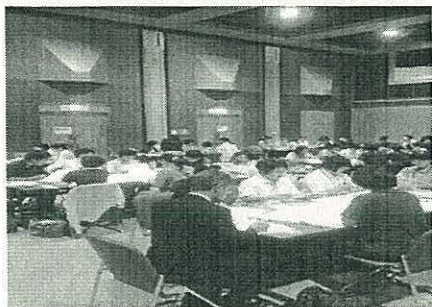
⇒趣味のビリヤード・畑仕事に勢力的に打ち込めるようになった。

18

自立支援に資するケアマネジメントの推進について

○ 昨年度、自立支援に資するケアマネジメントの推進については、地域包括支援センターの職員連絡会主催の全体研修会の枠組みを用いて、リハビリテーション専門職の団体等の協力も得ながら、要支援者のケアプランの検討(事例検討)を始めたところ。

○ 今年度は、地域包括支援センター等でケアマネジメントの質が向上するように、リハビリテーション専門職等の力を借りながら、研修等を通じて更に取り組みを進めていく。



月	タイトル	目的・達成目標	具体的内容
6月	アセスメント能力の向上	自立支援に向けて適切な目標設定が出来るアセスメント力身につける	講義・演習
7月	介護予防ケアマネジメント従事者研修	介護予防ケアマネジメント実施に関する知識や技術を習得し、介護予防マネジメントを適切に実施できる人材を確保する	講義(概論)
8月	個別ケア会議実施に向けて目的・進め方を学ぶ	個別ケア会議の目的を理解し各地区で実施していける人材の育成	①個別ケア会議の目的・進め方概論 ②個別ケア会議の実施
9月	介護予防ケアマネジメント従事者研修	介護予防ケアマネジメント実施に関する知識や技術を習得し、介護予防マネジメントを適切に実施できる人材を確保する	演習(グループワーク)
11月	個別ケア会議をやってみよう	多職種の見点を学び、適切な目標設定に基づいた介護予防プランが作成できる	実際に個別ケア会議をグループワークで行う。専門職を交えたデモの個別ケア会議実施後に各グループで振り返りを行う

19

高齢者が参加し、活躍できる場の充実

専門職によるサロン活動の促進

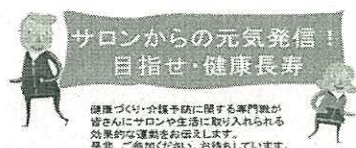
～リハビリテーション専門職と連携した支援～

リハビリテーション専門職との連携を強化し、自立支援や介護予防に関する取組を推進。

●サロン実施者を対象とした研修会の開催

サロン実施者が効果的な体操を行えるように、理学療法士等リハビリテーション専門職による研修会を開催する。

- 1) サロン等に効果的な運動を取り入れることにより、サロンの継続・活性化及び介護予防をめざす。
- 2) サロンの運営者が、後継者候補と本事業と一緒に体験してもらうことで、サロン後継者育成・取り組み内容の充実強化をめざす。
- 3) 高齢者支援センター職員等本事業と一緒に体験してもらうことで、サロンの拡充・活性化をめざす。



日時	場所	内容
7月19日(水) 13:30～15:30	金沢市保健所 201-202会議室	◎リハビリテーション専門職による運動指導 講師：山崎伸治先生 ◎情報交換会
9月19日(火) 13:30～15:30	くさね健康福祉プラザ 201研修室	◎区内会々交流研修会
12月20日(水) 13:30～15:30	くさね健康福祉プラザ 201研修室	◎運動を取り入れるための研修 講師：山崎伸治先生 ◎近況報告とこれからサロンの発展

問い合わせ先
健康長寿課地域包括ケア推進室 大角・井原
☎096-426-3417



【運動の大切さについて】



【わがサロンの紹介】



【効果的な運動について体験】



【サロンと生活に運動を取り入れる】

20

② 認知症施策の推進 (認知症の方を地域で支える地域づくり)

21

(参考)倉敷市の認知症初期集中支援チームについて(平成28年4月～)

1. 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の方や、その家族に対して支援を行う「認知症初期集中支援チーム」(認知症サポート医、看護師等の医療職、介護福祉士等の介護職からなるチーム)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

2. 訪問支援対象者

40歳以上で認知症が疑われる人又は認知症の人で、在宅で生活している次のいずれかに該当する人

- ①医療・介護のサービスを受けていない人、又は中断している人
- ②医療・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著で対応に苦慮している人

3. チームの役割

訪問支援対象者に対し、チーム員が自宅を訪問し、状況を把握した上で、専門医の参加するチーム員会議において、支援計画を策定。その計画に基づき、概ね6ヶ月間の支援を行い、必要な介護や医療につなぎ、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援する。

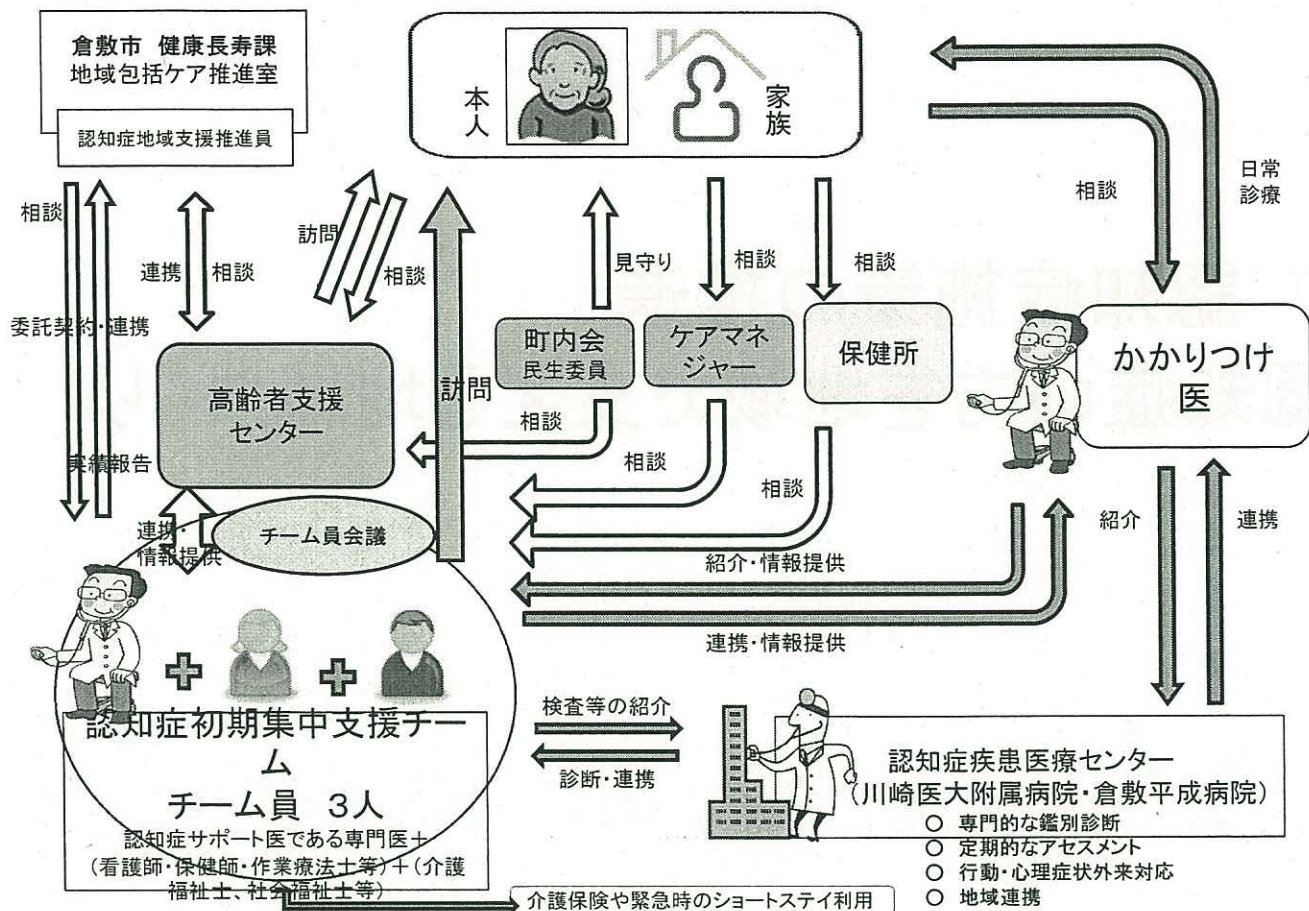
4. チーム員の配置先

片山内科クリニック、倉敷スイートホスピタル、
しげい病院、藤戸クリニック

市として、認知症施策の強化の観点から、新オレンジプランにおけるチームの設置期限(平成30年度)を待たず、平成28年度から取組を開始。

22

倉敷市認知症初期集中チームフロー図



23

倉敷市における認知症サポーターの養成等について

- 市民の方々に認知症のことを知っていただき、予防するとともに、認知症の方や家族を地域で支えられるよう地域での見守りを進めるために、高齢者支援センター等と連携し、認知症サポーターの養成を推進。これまでに約2万2千人以上が受講(H28年度は3708人が受講。)
- 認知症サポーターキッズ教室をくらしき市民講座として小学4年生から6年生までを対象に実施。H28年度は実施回数を2回に増やし、子どもたちが認知症のことを知ってもらう機会を拡大。
さらにH28年度から小学校の総合学習の時間でも養成講座を実施。(市内5つの小学校、308名が受講(H28年度実績))子どもたちも含め地域での見守りを推進。

認知症サポーター養成講座

- ・対象者 地域、職域、学校等において、認知症の人とその家族を支える意欲を持ち、市内に住所を有する者及び市内へ勤務する者
- ・内容 概ね90分程度の講座
(認知症の理解、認知症の方と接し方、認知症サポーターのできること等)
- ・開催場所 (平成28年度)
一般住民 : 町内会、愛育委員会、サロン、民生委員等
企業・地域 : 金融機関、医療機関、薬局等
学校 : 大学

認知症サポーターキッズ教室の様子



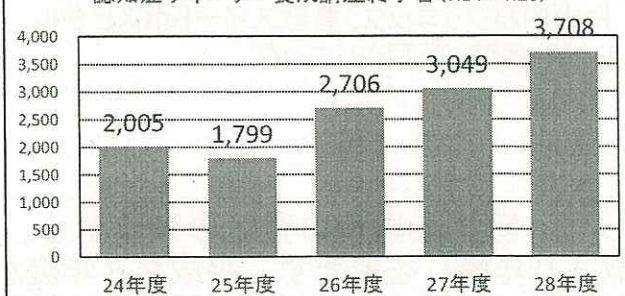
認知症サポーターキッズ教室

- ・対象者 小学校4～6年生
- ・内容 講義、グループワークを通じて認知症の理解を深める。参加者にはオレンジリングを配布

認知症キャラバンメイト

- ・対象者 行政職員(保健師)、地域包括支援センター職員、医療介護従事者であって、養成講座を年間3回以上開催が見込める者
- ・内容 6時間の研修
(認知症に関する正しい知識、対応方法、養成講座の展開方法など)

認知症サポーター養成講座終了者(H24～H28)



24

認知症カフェの推進について

- 認知症カフェは、認知症の方、家族、地域の方などが気軽に集まり交流する場であり、ここで情報交換等が進むことで、家族など介護者の負担軽減にもつながる重要なもの。
- 倉敷市では、現在水島地区の3つの高齢者支援センターが4会場で毎月1回開催。茶話会や勉強会、調理実習や脳トレ、3世代交流など特色のある取組が行われており、認知症の方やその家族だけでなく、地域の方も参加され、認知症の理解を深めていただく場となっている。
- この認知症カフェは、医師、歯科医師や地域の団体、行政等の関係者が地域課題等について話し合う地域ケア会議の中で、認知症の方などが集まる場の必要性が明らかになったことから、平成26年1月より開催しているもの。
→ 28年度は市として補助制度(1団体 上限50,000円/年間)を創設し、認知症カフェが市内全域に広がるように取り組む(市内17ヶ所から申請等をいただいている)

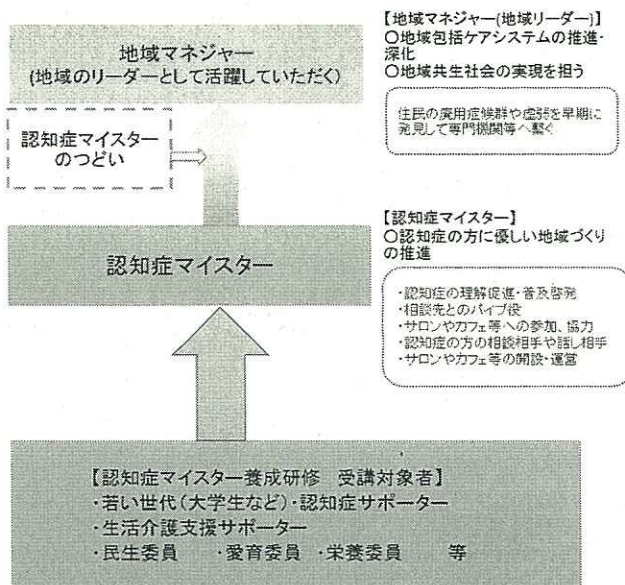


25

倉敷市における認知症マイスター養成について

- 認知症の方に優しい地域づくりの推進のため、認知症の理解促進・普及啓発、相談先とのパイプ役、相談相手や話し相手、サロンや認知症カフェ等の開設・運営等の担い手を「認知症マイスター」として養成する。
- 水島地区地域ケア会議において、H27年度より、医師による講義と認知症の方への接し方等を理解するための見学実習を組み合わせ実施いただいていた養成研修を発展させ、H29年度から全市事業として展開する。10月頃に開催予定。(水島地区ではH27年度、H28年度で51名を養成。)

○ 認知症マイスター養成研修の体系図



「認知症の理解とかわかり方」講義の様子



施設での見学実習の様子



※ 認知症マイスターについては、今年度、2回程度養成講座を開き、50名以上の養成を目指す。

9月の世界アルツハイマー月間に合わせた認知症の理解促進

○より多くの市民の皆さんが認知症を知り、認知症のことや認知症に関する取り組みを自分のこととして意識していただけるよう認知症に関する講演会やパネル展示、認知症予防体操の体験などを9月(9月21日を中心)に行い、認知症への理解促進を図る。

参考)9月21日世界アルツハイマーデーと9月の世界アルツハイマー月間

※世界アルツハイマーデー(9月21日)は、国際アルツハイマー病協会が認知症への理解をすすめ、本人や家族への施策の充実を目的に1994年に制定。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め世界各国で啓発活動が行われています。

○9月の世界アルツハイマー月間に合わせた取り組み一覧

実施主体		日時	内 容	対象者	会場
倉敷市主催	地域包括ケア推進室	9月15日	認知症の理解に向けた医師講演会	地域住民 (80名程度)	倉敷市役所 10階大会議室
		9月15日 ～9月21日	認知症の理解促進 普及啓発のためのパネル展示及び資料配布等	地域住民	倉敷市役所 1階展示ホール
	倉敷市立中央図書館	9月9日	認知症の理解に向けた医師講演会	地域住民 (30名程度)	倉敷市立 中央図書館
	倉敷市内各市立図書館	9月中	認知症に関する書籍のブックリストの配布 及びブックトラックの設置	地域住民	倉敷市内 各図書館
	各高齢者支援センター 各保健推進室	9月	各高齢者支援センター、各保健推進室による 認知症に関する取り組み	地域住民	各会場
(市は協力) 他団体主催	倉敷地区地域ケア会議 わが街見守りたい(隊)	9月21日 午後	医師講演会	主に 倉敷地区住民 (150名程度)	イオンホール
	認知症の人と家族の会	9月21日	地域住民及び関係者がオレンジ色を身につけて 市内を歩くなどによる啓発	地域住民	大原美術館 アイビースクエア

9 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第7期)について

第7期介護保険事業計画策定に向けた基本的な考え方とスケジュール

1 基本的な考え方

高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組のより一層の強化が必要です。具体的には、保険料の水準や将来的な介護保険制度の持続可能性等にも留意しながら、第6期で開始した認知症施策や介護予防の取組を強化し、健康寿命の延伸を図るとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるようなサービス提供体制の構築や、地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いを強化していきます。

2 分科会スケジュール(粗いイメージ)

○ 第1回 6月29日

倉敷市の高齢者や介護保険制度を巡る状況

倉敷市の地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況 等

○ 第2回 8月10日

介護予防の強化、生活支援の充実 等

○ 第3回 10月下旬～11月上旬

認知症施策の強化

在宅医療や在宅医療・介護連携の推進 等

○ 第4回 11月下旬～12月上旬

中重度者を支えるサービス等介護サービスのあり方
議論の取りまとめ(素案)

パブリックコメント実施

○ 第5回 1月下旬～2月上旬

介護サービス等の量の見込みと介護保険料
議論のまとめ(案)

分科会から市長へ計画(案)の答申

※ 現時点の予定であり、今後の議論によっては変更がありえる。